第13期
定時株主総会
招集ご通知

平成29年1月1日から平成29年12月31日まで

開催情報

日時
平成30年3月23日（金）
午前10時

場所
東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
ホテル雅叙園東京「シリウス」

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役5名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合



郵送またはインターネットにより議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限
平成30年3月22日（木）
午後5時30分まで

詳細はP2をご覧ください ▶

ダブル・スコープ株式会社
証券コード 6619

証券コード　6619
平成30年３月５日

株 主 各 位

東京都品川区大崎５丁目１番11号
ダブル・スコープ株式会社
代表取締役社長　崔　　元　根

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、**当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができます**ので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、**平成30年３月22日（木曜日）営業時間終了時（午後５時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1. 日　　時	平成30年３月23日（金曜日）午前10時00分
2. 場　　所	東京都目黒区下目黒１丁目８番１号　ホテル雅叙園東京「シリウス」
3. 目 的 事 項	**報告事項**　1. 第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役５名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項	次頁の【議決権の行使方法につきまして】をご参照ください。

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
●総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承いただきますようお願い申し上げます。
●株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://w-scope.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

議決権の行使方法につきまして

株主総会の議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類（３ページ～９ページ）の内容をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

株主総会当日ご出席頂く場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

なお、株主でない代理人及び同伴の方など、議決権を有する株主以外の方は会場にご入場頂けませんので、ご注意下さい。**また資源節約のため、本招集ご通知をご持参頂きますよう、お願い申し上げます。**

書面により議決権を行使頂く場合

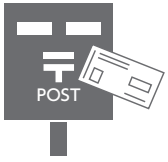

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限　平成30年３月22日（木曜日）午後5時30分まで

インターネットにより議決権を行使頂く場合



パソコンまたはスマートフォンから当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限　平成30年３月22日（木曜日）午後5時30分まで

（1）ウェブ開示に関する事項
次の事項につきましては、法令並びに当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://w-scope.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。
①　連結計算書類の連結注記表　②　計算書類の個別注記表

（2）書面並びにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効としてお取扱いいたします。

（3）インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効としてお取扱いいたします。

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項
　当社の配当方針につきましては、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当の継続と当期の業績を勘案し、適正な成果の配分を基本としております。
　第13期につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。
①配当財産の種類
　金銭といたします。
②配当財産の割り当てに関する事項およびその総額
　当社普通株式１株につき　2円50銭
　総額　　77,993,443円
③剰余金の配当が効力を生じる日
　平成30年３月26日

第２号議案　取締役５名選任の件

現任取締役の５名全員は、現行定款第21条の規定により本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役５名を選任したいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		地位	氏名（生年月日）	出席回数／取締役会
1	再任	取締役	崔（チェ）　元根（ウォングン）（昭和38年５月30日）	100%（16回／16回）
2	再任	取締役	大内（おおうち）　秀雄（ひでお）（昭和36年７月10日）	100%（16回／16回）
3	再任	取締役	趙（チョ）　南星（ナムソン）（昭和27年４月２日）	100%（16回／16回）
4	再任　社外	取締役	升野（ますの）　勝之（かつゆき）（昭和27年７月24日）	100%（16回／16回）
5	再任　社外	取締役	太田（おおた）　清久（きよひさ）（昭和35年８月４日）	100%（16回／16回）

候補者番号 **1** 崔（チェ） 元根（ウォングン） （昭和38年５月30日） 再任

当事業年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

所有する当社株式の数：4,306,144株

略歴、地位、担当

平成２年６月	韓国三星電子（株）入社
平成12年５月	韓国ワイド（株）取締役副社長就任
平成17年10月	当社代表取締役社長就任（現任） W-ABLE CO.,LTD.（現 W-SCOPE KOREA CO.,LTD.）代表理事就任（現任）
平成23年１月	W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED取締役社長就任（現任）
平成28年10月	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事就任（現任）

重要な兼職の状況

W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 代表理事
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事

取締役候補者とした理由

当社の創業者であり、当社グループ全体の事業および経営を熟知し、設立時から代表取締役として経営の指揮を執り、取締役会議長として取締役会を適正に運営してまいりました。

今後も経営計画の策定・遂行の指揮を執り、当社グループの事業計画を達成していくためには強力なリーダーシップが必要不可欠であることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

大内（おおうち） 秀雄（ひでお）

（昭和36年7月10日）

再任

当事業年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

所有する当社株式の数：1,651株

略歴、地位、担当

昭和60年4月	住商機電貿易（株）入社
平成14年6月	（株）スミトロニクス 転籍
平成17年4月	PMCテクニカ（株）入社
平成18年3月	当社入社、営業本部長
平成20年3月	当社取締役就任（現任）
平成29年3月	戦略企画本部長（現任）

取締役候補者とした理由

当社の創業メンバーであり、豊富な経験と知見を持ち、現在の国内および海外の事業基盤の構築に貢献し、取締役会の運営においても適切に携わってきました。

また、代表取締役を補佐し、経営計画の実現に貢献していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3 趙（チョ） 南星（ナムソン） （昭和27年４月２日） 再任

当事業年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

所有する当社株式の数：6,861株

略歴、地位、担当

昭和50年１月	韓国第一毛織（株）入社
昭和52年９月	韓国三星電子（株）入社
平成８年１月	韓国三星電子（株）理事就任
平成10年３月	韓国第一企画（株）監査役就任
平成13年３月	韓国UG COM（株）代表取締役就任
平成16年12月	韓国石栄商社（株）取締役副社長就任
平成20年３月	W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 監査役就任
平成23年３月	当社取締役就任（現任）
	W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 理事就任（現任）
平成28年10月	W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 理事就任（現任）

重要な兼職の状況

W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 理事
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 理事

取締役候補者とした理由

会社経営に精通し豊富な経験と知見を有し、当社の成長過程においてグループ全体の業務を把握し、その組織力育成に手腕を発揮し、取締役会の運営においても適切に携わってきました。

また、代表取締役を補佐し、経営計画の実現に貢献していることから、取締役候補者といたしました。

候補者番号 4

升野（ますの）　勝之（かつゆき）　（昭和27年７月24日）

再任　社外

当事業年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

所有する当社株式の数：345株

在任年数　：２年（本総会終結時）

略歴、地位、担当

昭和55年４月	徳山曹達（株）（現（株）トクヤマ）入社
平成18年４月	（株）トクヤマ理事就任
平成22年６月	（株）トクヤマ取締役就任
平成23年６月	（株）トクヤマ常務執行役員就任
平成25年６月	（株）トクヤマ取締役常務執行役員就任
平成27年６月	（株）トクヤマ顧問就任
平成28年３月	当社社外取締役就任（現任）
平成28年７月	日本材料技研(株）顧問就任
平成29年３月	日本材料技研（株）第２事業部長就任（現任）
平成29年６月	日本精鉱（株）社外取締役就任（現任）

重要な兼職の状況

日本材料技研(株）第２事業部長
日本精鉱（株）社外取締役

社外取締役候補者とした理由

大手化学メーカーで取締役常務執行役員を経験されており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 5 **太田（おおた） 清久（きよひさ）** （昭和35年８月４日） 再任 社外

当事業年度の取締役会出席状況：100%（16回／16回）

所有する当社株式の数：540株

在任年数　：２年（本総会終結時）

略歴、地位、担当

昭和58年４月	（株）野村総合研究所 入社
平成８年５月	メリルリンチ日本証券（株）入社
平成15年６月	起業投資(株)　執行役員専務（現任）
平成28年３月	当社社外取締役就任（現任）
平成28年９月	(株)オーバー・ザ・エアー　代表取締役社長就任（現任）

重要な兼職の状況

起業投資(株)執行役員専務
(株)オーバー・ザ・エアー代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由

電機及び通信業界の企業調査を長年経験され、産業動向や企業経営に関する豊富な知識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役候補者といたしました。

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．上記取締役候補者の有する当社の株式数は、平成30年１月31日現在のものであります。

以　上

（添付書類）

事業報告

自　平成29年 1 月 1 日
至　平成29年12月31日

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度の米国経済は製造業、非製造業ともに概ね業況の改善が進み通年を通し堅調を維持する一方、欧州経済では成長率の低下傾向がみられるものの、引き続き堅調な景気拡大が続いております。中国経済においては、製造業投資及び輸出の伸びなどにより若干ながら７年ぶりにGDP成長率が伸びる見込みです。これらの結果、世界経済全体としては安定的な成長を維持し、堅調な地合いが継続してまいりました。

このような状況の中、当社グループの主力事業であるリチウムイオン二次電池セパレータ事業におきましては、リチウムイオン二次電池市場の60％超を占める民生用途において、市場の成長の鈍化は否めないものの、リチウムイオン電池の高エネルギー密度化に伴う高付加価値セパレータ需要の伸び及びパワー系電池市場の拡大により成長が続きました。また、中国市場に牽引されてきた、EV（電気自動車）やHEV（ハイブリッドカー）といった輸送機器用途では欧米市場での需要増の見通しも明確になりました。これは世界各国の環境規制に主要自動車メーカーが反応し、具体的なEV等の開発、生産及び販売の計画を開示し始めたことによるものであります。

当社グループの販売は民生用途が売上の65％程度を占めます。民生用途においては特に電動工具等のパワー系電池及びスマートフォン用途の販売が主要な市場となっております。一方で35％程度を占める車載用途では中国政府の助成金政策の変更に伴い一時的に電池メーカーの生産性が低下した時期がありましたが、概ね回復しております。また大手電池メーカー各社からの、欧米EV用途向けセパレータサンプル需要の急増への対応と、量産体制の確立への取り組みを継続しております。

連結売上高の47.0％を占める中国市場では新エネルギー車（EVおよびHEV）向けが大きな割合を占めますが、当期は助成金政策の対象となる電池スペックの変更に伴い、電池メーカーの生産が一時低下した期間もあったことを受け、対前期比5.1％の減少となりました。

韓国市場においては韓国大手バッテリーメーカーLGグループへの販売が中心となってお

りますが、客先が一時的に特定市場での売り上げを減らしたことに伴い、対前期比1.1％の減少となりました。

日本での販売は東北村田製作所グループ各社への販売が引き続き増えており、対前期比372.0％増となり今後も安定的に供給量を増やす見通しとなっております。

当社グループでは輸送機器向け案件を中心とした顧客各社の旺盛な需要を背景に生産能力増強を継続しております。平成29年下期には大型成膜ラインである第８、９号ラインが量産稼働へ移行しました。更に平成30年上期には新生産子会社であるW-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD.での累計第10、11号ラインの量産開始を予定しております。

これらの結果、売上高は9,517百万円と、前期比469百万円（対前期増減率5.2％）の増加となり、販売顧客・販売地域の多様化を更に進めました。

一方で、研究開発においては工業用水処理用フィルターなどの新規用途開発に要した結果262百万円と、前期比84百万円の増加となり、その他費用面においても当社製造子会社W-SCOPE KOREA CO.,LTD.の製造環境改善費用、平成30年下期より量産が加速する見通しとなっているEV、PHEV用途電池向けの大量のサンプル出荷及び当第３四半期より設置の大型ライン第８号・９号の生産立ち上げに係る変動費の増加等により大幅に営業利益を圧縮しました。

これらの結果、営業利益は274百万円と、前期比2,096百万円(同△88.4％)の減少となりました。営業外費用は為替差損412百万円（前期は為替差益124百万円）などがあり、結果として、税金等調整前当期純損失は99百万円と、前期比2,579百万円(前期は税金等調整前当期純利益2,479百万円)の減少、親会社株主に帰属する当期純損失は119百万円と、前期比2,065百万円(前期は親会社株主に帰属する当期純利益1,945百万円)の減少となりました。

当期の平均為替レートにつきましては、米ドルが112.13円、1,000韓国ウォンが99.2円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の主なものは、生産能力増強を目的とした子会社生産ライン増設のための生産設備等の取得14,275百万円であります。

増加する顧客からの供給依頼に早期に対応するため、第５号及び第６号コーティング生産設備、第12号及び第13号生産ラインの建設を開始しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、当連結会計年度中に設備投資を目的として、金融機関より借入金95億円を調達いたしました。

その他の増資、社債等による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、当期までに販売実績をあげた顧客に対しての製品の安定供給化、製品の承認を頂いている顧客への販売量の確保、更に市場からの高性能・高品質化の要求を受けて、新製品の開発を行っていく必要性があり、今後当社グループでは、以下の点を重要課題として取り組んでまいります。

① 人材確保及び社員教育

当社グループは、リチウムイオン二次電池用セパレータ製造技術における幅広い専門知識と経験を有する優秀な技術者を育成することが中長期的な視点に立った当社グループ戦略のために必要不可欠と考えております。そのため、中途採用による即戦力の確保だけでなく、海外を含めた新卒者の採用にも積極的に取り組んでおります。今後は研修制度の確立及びOJTによる教育制度の強化並びにストック・オプション制度等をはじめとするインセンティブ制度の充実による社員のモチベーションの維持・向上に取り組んでまいります。

② 新規顧客の拡大

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータを製造し、日本をはじめとしてアジア及び米国を拠点としている顧客を対象として販売活動を行っております。今後は、リチウムイオン二次電池を製造している大手顧客との取引拡大に努め、営業活動を強化してまいります。

③　資金調達

当社グループは、今後の製品需要の継続的な拡大を見込んでおり、製造設備投資、研究開発投資及び運転資金の増大に対応した資金調達は重要な課題であると認識しており、今後も一層の財務基盤の充実強化を図ってまいります。

なお、資金調達の方針としましては、原則として製造設備投資、研究開発投資資金及び運転資金は株式市場及び金融機関からの借入を中心に調達してまいります。

④　生産体制の強化

当社グループがリチウムイオン二次電池用セパレータを供給するリチウムイオン二次電池業界は、民生用途の継続的な成長に加え輸送機器用途の本格展開によりリチウムイオン二次電池の需要が増加しており、成長が持続するものと予測されます。

そのような需要の拡大に対して、従来に比べより自立性の高い経営を実現するため、多様な手段により調達した資金によって、市場の拡大に合わせてタイムリーな設備投資を行い、生産能力の強化を図っていく必要があります。

具体的には、今後も生産拠点である韓国において、顧客の需要拡大にタイムリーに対応しながら生産能力の拡大を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分＼期別	平成26年度 第10期	平成27年度 第11期	平成28年度 第12期	平成29年度 (当連結会計年度) 第13期
売上高 (百万円)	4,522	7,448	9,048	9,517
経常利益又は経常損失(△) (百万円)	695	2,054	2,479	△108
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	528	1,829	1,945	△119
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△) (円)	18.65	64.52	65.28	△3.85
総資産 (百万円)	14,374	17,047	30,394	46,674
純資産 (百万円)	11,145	12,405	20,670	22,948
1株当たり純資産 (円)	391.63	435.01	665.73	734.23

(注) 当社は平成28年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第10期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(6) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

当社グループはリチウムイオン二次電池用セパレータの製造・販売を主たる事業としております。

(7) 主要な営業所及び工場（平成29年12月31日現在）

会社名	区分	場所
ダブル・スコープ株式会社	本社	東京都品川区大崎５丁目１番11号
W-SCOPE KOREA CO.,LTD.	子会社	大韓民国忠清北道清州市
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	子会社	中華人民共和国香港特別行政区尖沙咀
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited	子会社	中華人民共和国広東省深圳市福田区
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	子会社	大韓民国忠清北道忠州市

(8) 従業員の状況（平成29年12月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
502名	119名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
10名	2名増	39歳7ヶ月	3年5ヶ月

(9) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
W-SCOPE KOREA CO., LTD.	2,175 百万ウォン	100%	リチウムイオン二次電池用セパレータの開発製造及び販売
W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED	100,000 香港ドル	100（100）%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE New Energy (Shenzhen) Co.,Limited	600,000 米ドル	100（100）%	リチウムイオン二次電池用セパレータの販売
W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO., LTD.	1,700 百万ウォン	100%	リチウムイオン二次電池用セパレータの製造

（注）1. 当社の連結子会社は上記4社であります。
2. 「当社の出資比率」欄の（ ）内は、間接所有する出資の比率を内数で記載しております。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

（10）主要な借入先の状況（平成29年12月31日現在）

借　入　先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	5,379百万円
株式会社三井住友銀行	5,187百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,537百万円
株式会社横浜銀行	1,724百万円
株式会社商工組合中央金庫	400百万円
株式会社りそな銀行	300百万円

（11）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　50,000,000株

（2）発行済株式の総数　31,197,600株

（3）株主数　10,335名

（4）大株主（上位10名）

株　主　名	持 株 数	持株比率
崔　元 根（Choi WonKun）	4,267,000株	13.67%
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	2,047,600株	6.56%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,898,100株	6.08%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	1,233,500株	3.95%
BBH (LUX) FOR NN (L) GLOBAL SUSTAINABLE EQUITY	1,223,900株	3.92%
TAIYO HANEI FUND, L.P.	1,144,400株	3.66%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,127,600株	3.61%
BNYM SA/NV FOR NN PARAPLUFONDS 1 N.V.	889,400株	2.85%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	724,500株	2.32%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	553,600株	1.77%

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（平成29年12月31日現在）

（1）当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第１回新株予約権（a）（平成22年３月５日付与）

・新株予約権の数
328個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類及び数
普通株式　328,000 株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使価額
１株あたり 325円
・新株予約権の行使期間
平成24年２月27日から平成32年２月26日まで

② 第１回新株予約権（b）（平成22年３月５日付与）

・新株予約権の数
２個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類及び数
普通株式　　2,000株
・新株予約権の発行価額
無償
・新株予約権の行使価額
１株あたり 325円
・新株予約権の行使期間
平成22年３月６日から平成32年２月29日まで

③　第１回新株予約権（c）（平成22年３月５日付与）

・新株予約権の数
295個（新株予約権１個につき1,000株）

・目的となる株式の種類及び数
普通株式　　295,000株

・新株予約権の発行価額
無償

・新株予約権の行使価額
１株あたり 325円

・新株予約権の行使期間
平成22年３月６日から平成32年２月29日まで

・新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者が、下記（イ）（ロ）のいずれの地位にも該当しなくなった場合、新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はこの限りではない。（イ）当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位。（ロ）当社の取締役会において社外協力者（取引先、業務提携先、顧問、アドバイザー、コンサルタント等当社または当社子会社との間で協力関係にある者）として認定された地位。

（ⅱ）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　称	個　数	保有者数
取　締　役	第１回新株予約権（ａ）	178個	２名
監　査　役	第１回新株予約権（ａ）	―	―
取　締　役	第１回新株予約権（ｂ）	―	―
監　査　役	第１回新株予約権（ｂ）	２個	１名
取　締　役	第１回新株予約権（ｃ）	―	―
監　査　役	第１回新株予約権（ｃ）	―	―

④　第２回新株予約権（平成23年５月６日付与）

・新株予約権の数
　620個（新株予約権１個につき1,000株）
・目的となる株式の種類及び数
　普通株式　　620,000株
・新株予約権の発行価額
　無償
・新株予約権の行使価額
　１株あたり　400円
・新株予約権の行使期間
　平成25年５月７日から平成33年５月６日まで
・新株予約権の行使の条件

（ｉ）新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。

（ⅱ）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　称	個　数	保有者数
取　締　役	第２回新株予約権	500個	１名
監　査　役	第２回新株予約権	10個	２名

⑤　第３回新株予約権（平成25年１月７日付与）

・新株予約権の数
1,500個（新株予約権１個につき200株）

・目的となる株式の種類及び数
普通株式　　300,000株

・新株予約権の発行価額
無償

・新株予約権の行使価額
１株あたり　240円

・新株予約権の行使期間
平成27年１月８日から平成35年１月７日まで

・新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその

限りではない。

（ⅱ）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　称	個　数	保有者数
取　締　役	第３回新株予約権	425個	３名
監　査　役	第３回新株予約権	—	—

⑥　第４回新株予約権（平成28年３月３日付与）

・新株予約権の数

1,775個（新株予約権１個につき200株）

・目的となる株式の種類及び数

普通株式　355,000株

・新株予約権の発行価額

１個あたり　4,781円

・新株予約権の行使価額

１株あたり　850円

・新株予約権の行使期間

平成29年４月１日から平成33年３月31日まで

・新株予約権の行使の条件

（ⅰ）新株予約権者が、当社及び当社子会社（将来の子会社を含むものとする。）の役員（取締役、監査役を含む。）または従業員たる地位に該当しなくなった場合、本新株予約権を行使できない。ただし、当社取締役会において特に認めた場合はその限りではない。

（ⅱ）新株予約権者が、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に違反した場合は、本新株予約権を行使できない。

・その他取得の条件

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約書が締結された場合、当社が完全子会社となる株式交換契約書の承認の議案ならびに株式移転の議案につき、株主総会で承認された場合は、存続会社または完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する時を除き、新株予約権は無償で取得することができる。

（ⅱ）新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権行使の条件に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合は、当該新株予約権については無償で取得することができる。

上記新株予約権のうち当社役員の保有状況

	名　称	個　数	保有者数
取　締　役	第４回新株予約権	1,138個	3名
監　査　役	第４回新株予約権	—	—

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	崔 元根	W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 代表理事 W-SCOPE HONGKONG CO.,LIMITED 取締役社長 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 代表理事
取締役	大内秀雄	戦略企画本部長
取締役	趙 南星	W-SCOPE KOREA CO.,LTD. 理事 W-SCOPE CHUNGJU PLANT CO.,LTD. 理事
取締役	升野勝之 (注) 1,4,5	日本材料技研株式会社 第２事業部長 日本精鉱株式会社 社外取締役
取締役	太田清久 (注) 1,4,5	起業投資株式会社 執行役員専務 株式会社オーバー・ザ・エアー 代表取締役社長
常勤監査役	滝 昭	—
監査役	岩本永三郎 (注) 2,4,5	株式会社UKCホールディングス 社外取締役
監査役	李 俊範 (注) 2,3,5	株式会社J.K.コンサルティング 代表取締役 MCM Fashion Group Japan株式会社 代表取締役

（注）1. 取締役升野勝之氏及び太田清久氏は、社外取締役であります。
2. 監査役岩本永三郎氏及び李俊範氏は、社外監査役であります。
3. 監査役李俊範氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役升野勝之氏及び太田清久氏並びに監査役岩本永三郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
5. 当社と役員の兼職先との間には特別な利害関係はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間で責任限定契約を締結しておりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支給人数	報酬等の総額
取　締　役 (うち社外取締役)	５名 (２名)	43百万円 (7百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	３名 (２名)	10百万円 (5百万円)
合　　計 (うち社外役員)	８名 (４名)	53百万円 (12百万円)

(注) 1. 平成23年３月28日の第６期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額５億円以内、監査役の報酬限度額は年額３億円以内と決議しております。
2. 取締役１名は当社から報酬を支給しておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役升野勝之氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・取締役太田清久氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・監査役岩本永三郎氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回及び監査役会15回のうち15回に出席し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

・監査役李俊範氏は、当事業年度開催の取締役会16回のうち16回及び監査役会15回のうち15回に出席し、公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額	18百万円

(注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積もりの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っています。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の連結子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法や公認会計士法等の法令に違反し、または抵触した場合等、その必要があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

・当社は、業務の適正を確保するための体制について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業集団が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であり、企業集団の役職員が法令及び定款を遵守し、高い倫理観に基づいて行動をとるために経営理念及びコンプライアンス規程を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守及び社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

② コンプライアンス担当役員は、コンプライアンスに関する統括責任者として企業集団のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

③ コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、その内容を企業集団に周知徹底する。

④ 役職員は他の役職員の法令違反行為を知ったときは、速やかに管理部門に報告しなければならない。

⑤ 役職員の法令・定款違反行為については、コンプライアンス規程に基づき処分を決定する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」等の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 企業集団のリスク管理を体系的に定めるリスク管理規程を定め、同規程に基づくリスク管理体制の構築・運用を行う。

② 管理部門において企業集団のリスクを網羅的・総括的に管理し、内部監査責任者は各組織のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

意思決定の機動性を高め、効率的な業務執行を行い、その実効性を向上させるため、以下の事項を定める。

① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会を原則として月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

② 取締役会は、取締役会規則、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理が行える体制を構築する。

③ 内部監査責任者は、事業活動の効率性及び有効性について監査を行う。内部監査責任者及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、連携してその対策を講ずる。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社は「関係会社管理規程」を定め、関係会社において重要な事象が発生した場合には、当社への報告を義務づけている。また、毎月の当社取締役会において、関係会社の業務報告が行われている。

② 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特徴を踏まえ、内部統制システムを整備する。

③ 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社の状況に応じて必要な管理を行う。

④ 取締役は当社及び関係会社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社及び関係会社の業務執行状況を監査する。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、管理部門の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し意見を求め、同意を得るものとする。

(8) 監査役のその補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

その補助すべき使用人の人事異動や懲戒処分については、あらかじめ監査役会の同意を得る。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役は、監査役が出席する取締役会等の重要な会議において、職務執行の状況等について定期的に報告を行う。また、取締役または使用人は監査役に対して法定の事項に加えて、企業集団に重大な影響を及ぼす事項の発生または発生するおそれが認められた場合には、速やかに監査役に報告するものとする。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、取締役会議事録等の業務執行にかかわる記録及び、稟議書等すべての重要な決裁書類を常に確認できることとする。

また、監査法人及び内部監査担当者との間で情報交換に努め、連携して当社の監査の実効性を確保する。

(11) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、企業集団の監査役への報告を行った企業集団の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を企業集団の役職員に周知徹底する。

(12) 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況は以下のとおりであります。

(1) 重要な会議の開催状況について

当期の主な開催状況は、取締役会が16回開催され、取締役の職務執行の適正性を確保しました。また、監査役会は15回、経営会議は12回開催しました。

(2) 監査役の職務の執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、当社の代表取締役、取締役、幹部社員及び当社子会社の取締役と面談を行っています。また、監査役会は代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との定期的な意見交換を実施しました。

(3) 主な教育・研修の実施状況について

当社はコンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、行動規範に基づきインサイダー取引防止や情報セキュリティの教育・啓蒙活動を行いました。

(4) 内部監査の実施について

内部監査計画に基づき、全社統制、業務プロセスの監査を実施するとともに、子会社に対しても同様に内部監査を実施しました。

(5) 反社会的勢力排除について

当期も継続して、契約書への反社会的勢力排除条項の記載とともに、従業員に対する倫理・行動規範の教育を行うことで、反社会的勢力排除についての意識醸成に努めました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当ありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、将来の持続的な成長に必要な内部留保を確保しつつ、財政状態及び経営成績並びに経営全般を総合的に勘案し、安定的な利益配当を行うことを基本方針としております。

当期の配当に関しましては、１株当たり2円50銭（普通配当金2円50銭）の配当を予定しております。

また、次期の配当に関しましては、次期以降の積極的な設備投資計画等を総合的に勘案し、１株当たり2円50銭（普通配当金2円50銭）の配当を予定しております。

備考

この事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、従来、千円単位で記載しておりましたが、当期より百万円単位の記載に変更しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	当　期	前　期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	**14,985**	**13,818**
現金及び預金	10,529	10,508
受取手形及び売掛金 (純額)	2,450	2,030
商品及び製品	1,036	659
原材料及び貯蔵品	397	247
その他	571	371
固定資産	**31,688**	**16,576**
有形固定資産	**31,343**	**16,286**
建物及び構築物	5,766	3,341
機械装置及び運搬具	22,466	13,817
建設仮勘定	10,057	3,953
その他	393	245
減価償却累計額	△7,340	△5,071
無形固定資産	**72**	**52**
その他	72	52
投資その他の資産	**273**	**237**
繰延税金資産	237	211
その他	36	26
資産合計	**46,674**	**30,394**

科　目	当　期	前　期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	**9,094**	**2,737**
支払手形及び買掛金	127	68
短期借入金	5,854	100
１年内返済予定の 長期借入金	2,067	1,317
未払金	808	612
未払法人税等	18	397
繰延税金負債	115	135
その他	103	104
固定負債	**14,631**	**6,986**
長期借入金	14,060	6,628
退職給付に係る負債	182	184
繰延税金負債	0	0
その他	387	174
負債合計	**23,725**	**9,724**
純資産の部		
株主資本	**19,232**	**19,344**
資本金	7,676	7,633
資本剰余金	7,622	7,579
利益剰余金	3,934	4,132
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	**3,673**	**1,263**
為替換算調整勘定	3,673	1,263
新株予約権	**42**	**61**
純資産合計	**22,948**	**20,670**
負債・純資産合計	**46,674**	**30,394**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 （平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	当　期	前　期（ご参考）
売上高	9,517	9,048
売上原価	7,918	5,651
売上総利益	1,599	3,396
販売費及び一般管理費	1,324	1,025
営業利益	274	2,370
営業外収益	144	267
受取利息	13	2
為替差益	－	124
資産受贈益	58	31
助成金収入	67	104
その他	6	3
営業外費用	527	157
支払利息	84	41
為替差損	412	－
株式交付費	－	38
支払手数料	25	76
雑損失	5	1
経常利益又は経常損失(△)	△108	2,479
特別利益	8	－
新株予約権戻入益	8	－
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△99	2,479
法人税、住民税及び事業税	82	463
法人税等調整額	△62	71
当期純利益又は当期純損失(△)	△119	1,945
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△119	1,945

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 （平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,633	7,579	4,132	△0	19,344
当期変動額					
新株の発行	42	42			85
剰余金の配当			△77		△77
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△119		△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当期変動額合計	42	42	△197	－	△112
当期末残高	7,676	7,622	3,934	△0	19,232

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,263	1,263	61	20,670
当期変動額				
新株の発行				85
剰余金の配当				△77
親会社株主に帰属する当期純損失（△）				△119
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	2,409	2,409	△19	2,389
当期変動額合計	2,409	2,409	△19	2,277
当期末残高	3,673	3,673	42	22,948

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年12月31日現在)

(単位：百万円)

科　目	当　期	前　期 (ご参考)
資産の部		
流動資産	**7,971**	**8,929**
現金及び預金	7,505	8,579
売掛金	438	308
商品	4	14
その他	23	27
固定資産	**27,160**	**16,679**
有形固定資産	**7**	**5**
建物	8	6
工具、器具及び備品	14	12
減価償却累計額	△14	△13
無形固定資産	**17**	**6**
ソフトウェア	17	6
投資その他の資産	**27,135**	**16,667**
関係会社株式	18,027	13,058
関係会社社債	9,100	3,600
その他	8	8
資産合計	**35,132**	**25,608**

科　目	当　期	前　期 (ご参考)
負債の部		
流動負債	**2,635**	**1,607**
買掛金	135	117
短期借入金	400	100
1年内返済予定の長期借入金	2,067	1,317
その他	32	73
固定負債	**14,060**	**6,628**
長期借入金	14,060	6,628
負債合計	**16,695**	**8,235**
純資産の部		
株主資本	**18,394**	**17,311**
資本金	7,676	7,633
資本剰余金	7,622	7,579
資本準備金	7,622	7,579
利益剰余金	3,096	2,098
その他利益剰余金	3,096	2,098
繰越利益剰余金	3,096	2,098
自己株式	△0	△0
新株予約権	**42**	**61**
純資産合計	**18,436**	**17,373**
負債・純資産合計	**35,132**	**25,608**

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	当　期	前　期（ご参考）
売上高	1,596	807
売上原価	1,479	738
売上総利益	117	68
販売費及び一般管理費	334	285
営業損失（△）	△216	△216
営業外収益	1,430	786
受取利息	128	61
関係会社受取配当金	1,302	724
その他	0	0
営業外費用	88	163
支払利息	49	32
為替差損	13	14
株式交付費	－	38
支払手数料	25	76
その他	0	0
経常利益	1,124	406
特別利益	8	－
新株予約権戻入益	8	－
税引前当期純利益	1,133	406
法人税、住民税及び事業税	58	24
当期純利益	1,075	382

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 （平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	7,633	7,579	7,579	2,098	2,098	△0	17,311
当期変動額							
新株の発行	42	42	42				85
剰余金の配当				△77	△77		△77
当期純利益				1,075	1,075		1,075
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）							
当期変動額合計	42	42	42	997	997	－	1,082
当期末残高	7,676	7,622	7,622	3,096	3,096	△0	18,394

（単位：百万円）

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	61	17,373
当期変動額		
新株の発行		85
剰余金の配当		△77
当期純利益		1,075
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）	△19	△19
当期変動額合計	△19	1,063
当期末残高	42	18,436

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月26日

ダブル・スコープ株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　嘉　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　俊　治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダブル・スコープ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年２月26日

ダブル・スコープ株式会社
　取締役会　御中

有限責任　あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中　村　嘉　彦　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　浅　野　俊　治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ダブル・スコープ株式会社の平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1)　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月26日

ダブル・スコープ株式会社　監査役会

常勤監査役　滝　　昭　㊞
社外監査役　岩　本　永三郎　㊞
社外監査役　李　　俊　範　㊞

以上

メモ欄

第13期 定時株主総会のご案内

場　所　東京都目黒区下目黒１丁目８番１号　**ホテル雅叙園東京「シリウス」**

交通のご案内　ＪＲ山手線目黒駅西口および
東急目黒線・地下鉄南北線・都営三田線目黒駅より**徒歩 5 分**

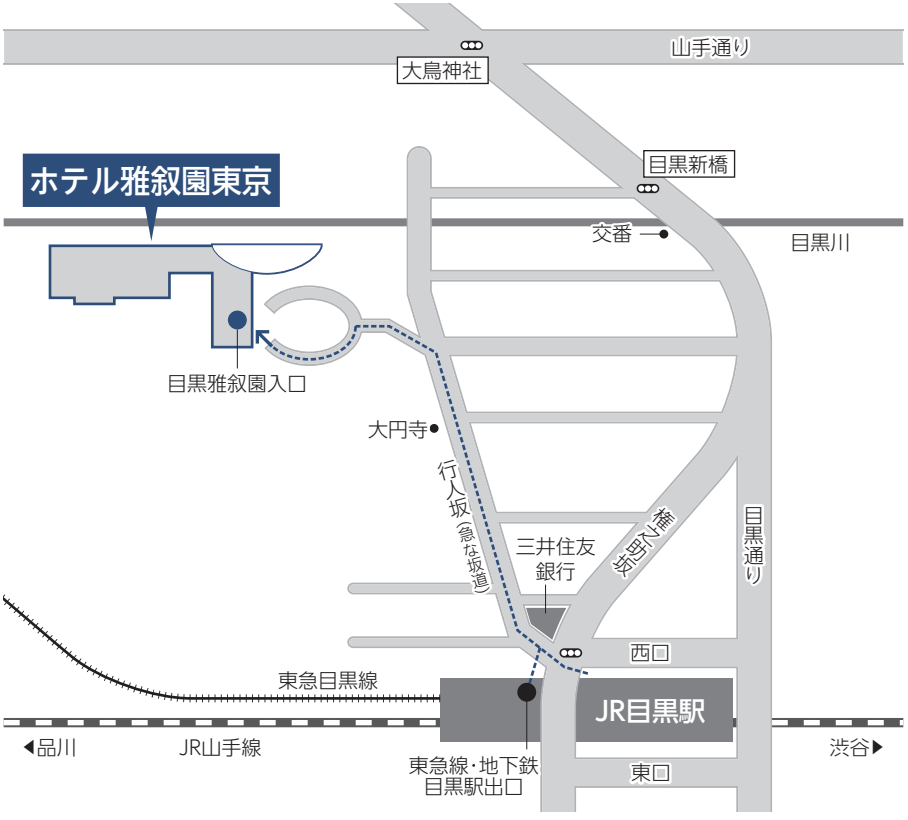

SCOPE

ダブル・スコープ株式会社
〒141-0032
東京都品川区大崎５-１-11
住友生命五反田ビル10階

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを採用しています。